

書申だより

令和5年4月1日発行 VOL.150

発行元；尾道市久保1丁目11-1
(一社)納税相談センター
尾道青色申告会 尾道地区会
<http://www.onomichi-aoshin.jp/>



尾道地区会	☎0848-37-9594 ☎0848-37-9591
因島地区会	☎0845-22-2211 ☎0845-22-6033
世羅郡地区会	☎0847-22-0529 ☎0847-22-3415
御調町地区会	☎0848-76-0282 ☎0848-76-2118
瀬戸田地区会	☎0845-27-2008 ☎0845-27-3518

新年役員合同研修会 山田尾道税務署長講話 「これからの社会に向かって」

尾道税務署の徴収決定済額の状況は消費税が半分近くを占め、全国平均より12ポイント多い。

私は1年前、電話相談センターにいたが一番相談が多かったのが相続・贈与の問題であった。兄弟の取り分のことや、兄弟間のもめごとといった当センターの担当外の問い合わせが多かった。また、電話の繁忙時間は10時と15時で、ワイドショーが終了した後が多い。番組でもっと正確な税務情報を流してほしい。

税務の相談は、スマホの「チャットボット」を利用すれば24時間できる。あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会にするのが理想だ。デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革するデジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広まっている。

国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールに注意して欲しい。国税庁・税務署は個人宛にそのようなメールを流すことはない。



～ 「青色申告手続きコーナー」で入会勧奨 ～



令和5年2月16日～3月15日まで、令和4年分の所得税の確定申告が始まりました。当会も尾道税務署3階の申告会場一角で、コロナ禍の影響もあり3年ぶりに「青色申告手続きコーナー」を設置しました。

☆令和4年度申告事務手続き終了☆ ご協力ありがとうございました

会員の皆様、確定申告を済ませ、一息ついておられる事と存じます。お疲れ様でした。

当会での受付は3年目となる予約制を実施致しました。

会員様のご理解、ご協力により、スムーズにご案内ができ、感染症の蔓延等もなく、今年も事務手続きを終えることができました。

ご協力誠にありがとうございました。

☆事務局からのお願い☆

★令和5年中に土地、建物を売却した方は、売買契約書、仲介手数料等の領収証をご持参の上、年内に譲渡所得の申告を済ませて頂きますよう、お願いします。

★事業主が死亡した場合、死亡後4ヶ月以内に、所得税の準確定申告が必要になります。

～ 令和5年分会費について ～

口座引き落としをご利用の方は、**6月20日（火）**です

口座引き落としをご利用でない方は、郵便振替または現金でお支払いをお願いします

※PayPayでもお支払いできます。(3月のみ支払い不可)



従業員、専従者の源泉所得税（1月～6月分）

の報告をしましょう！

期限は**7月10日（月）**です

※予約制にはしていませんので、随時お越しください

無料相談日について

月に1度税理士の先生に直接相談が出来ます！

ご希望の方は事前に、ご連絡をお願い致します(0848-37-9594)

4月19日（水） 午前10時～午後4時

5月17日（水） //



安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が病気や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください
共済相談室 TEL. 050-5541-7171
[受付時間] 平日 9:00~17:00

経営者のための退職金制度です!

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

小規模企業共済

Be a Great Small. 中小機構

小規模共済 検索

2021.6

※予定は変更になることがあります

次回発行予定日：8月初旬